

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年四月十七日奈良県指令建第一〇〇―二四二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月十七日建第九二二三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字阿部六三二番、六三三番、六三五・六三九合併、六三六番一、六三六番

二、六三六番三、六三七番一、六三七番二、六四五番一の一部及び六三八番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部六四五番地

宗教法人文殊院 代表役員 植田俊應

一 許可番号

平成三十年二月二日奈良県指令建第一〇〇―一六二号

平成三十年六月七日奈良県指令建第一〇〇―一六二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月十七日建第九二二三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年七月十七日建第五四六七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市東旭ヶ丘八七番一の一部、八七番四九、八七番五〇及び八七番五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東旭ヶ丘五番四八号

武藤昭治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市東旭ヶ丘八七番四九